

5 私立学校審議会

6 私学助成

5 私立学校審議会

私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づき、私立大学以外の私立学校、私立専修学校、私立各種学校の設置に関する事項及びこれらの学校を設置する法人の設立等、知事から諮問された事項について審議を行うため、県の附属機関として私立学校審議会（委員定数12名）が設置されている。

また、審議会は、これらの学校に関する重要事項について知事に建議を行うことができる。

最近の活動状況は、表-61のとおりである。

表-61 熊本県私立学校審議会答申等件数

(単位：件)

年度	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
① 学校に関する事項	学校（課程・学科）の設置	0	1	4	1	0	0	0	1	0
	高等学校				1					
	中学校									
	幼稚園									
	専修学校		1	4					1	
	各種学校									
	学校（課程・学科）の廃止	3	18	12	1	5	4	5	0	1
	高等学校	1				2	2			
	中学校							1		
	幼稚園	1	18	8	1	3	1	2		1
	専修学校			4			1	2		
	各種学校	1								
	学校設置者の変更	0	0	0	0	2	0	1	0	0
	高等学校									
	中学校									
	幼稚園					2		1		
	専修学校									
	各種学校									
	収容定員に係る学則の変更	3	5	3	0	1	3	1	0	0
	高等学校	1	1	2		1	3			
中学校			1							
幼稚園	2	4					1			
専修学校										
各種学校										
目的変更	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
専修学校							1			
② 学校法人に関する事項	寄附行為の認可			1	1				1	
	解散			1	1	1	1			
③ その他				1	1	2	1	1	3	1
答申（①+②+③）	6	24	21	5	10	10	10	3	4	1
建議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業計画の審議	4	5	0	1	0	1	0	1	1	0

(令和4年度(2022年度)は10月1日現在)

出典：「私立学校審議会資料」（私学振興課）

6 私学助成

県の私学助成事業は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第1条に規定する「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資すること」を目的としており、次の7種類の事業に大別することができる。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 経常費助成 | (5) 設備、教材費補助事業 |
| (2) 授業料等減免補助事業 | (6) 私立高等学校等就学支援金事業 |
| (3) 研修費補助事業 | (7) 私立学校施設耐震化促進事業 |
| (4) 教職員厚生補助事業 | |

県では、主に（1）から（7）までの事業に要する経費を「私学振興予算」として毎年予算に計上している。

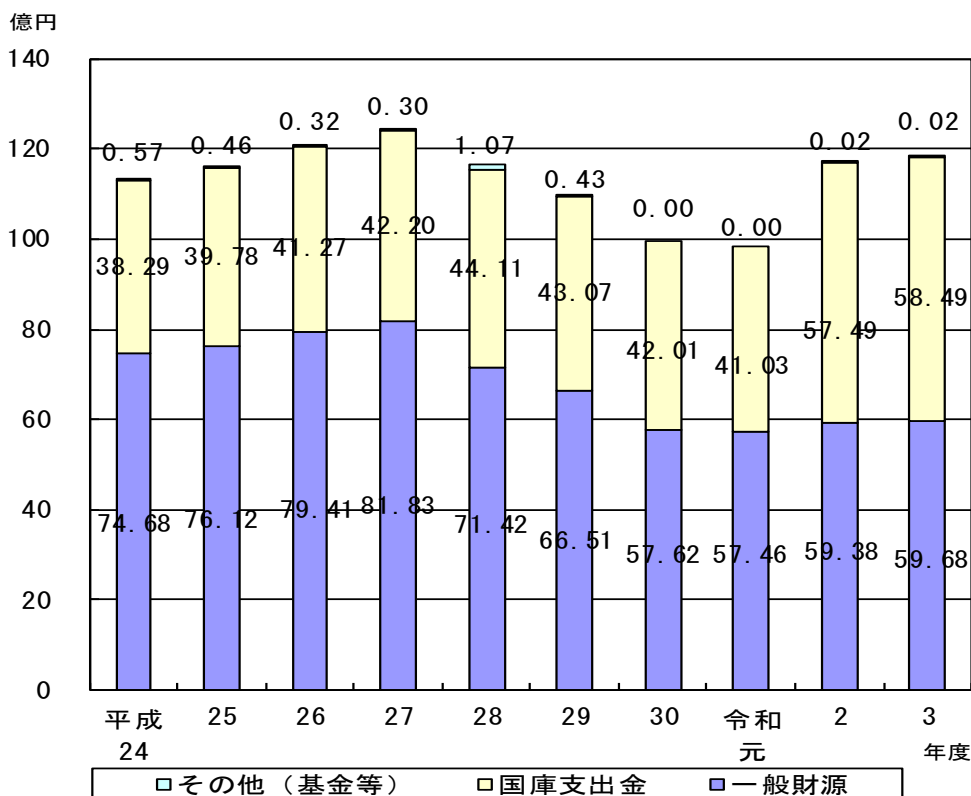
「私学振興予算」の決算額は表-62のとおりであり、財源の中で国庫支出金の額は、平成18年度（2006年度）以降減少していたが、私立高等学校等就学支援金事業の開始により平成22年度（2010年度）以降は、増加している。

表-62 私学振興助成の決算額

（単位：億円）

年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
一般財源	74.68	76.12	79.41	81.83	71.42	66.51	57.62	57.46	59.38	59.68
国庫支出金	38.29	39.78	41.27	42.20	44.11	43.07	42.01	41.03	57.49	58.49
その他（基金等）	0.57	0.46	0.32	0.30	1.07	0.43	0	0	0.02	0.02
計	113.54	116.36	121.00	124.33	116.60	110.01	99.63	98.49	116.89	118.19

※H29年度以降の決算額には幼稚園分は含まない



出典：「決算資料」（私学振興課）

(1) 経常費助成事業

ア 目的及び種類

経常費助成事業は、私立学校を設置する学校法人に対し、その教育活動に要する経常費の一部を補助するもので、①私立学校の教育条件の維持向上、②生徒等の修学上の経済的負担の軽減、③私立学校の経営の健全性の高揚を図ることを目的としている。

私学助成は、県教育行政の主要施策の1つとして位置づけられており、その中でも、経常費助成事業は重要な役割を担っている。

イ 実績

経常費助成事業の推移は表-63のとおりで、私立学校経常費補助（一般補助）額の算定においては、国庫補助及び地方交付税の単価が重要な要素となっている。

表-63 私立学校経常費補助の実績 (単位：件)

年度	区分	高等学校（全日制）		中学校	
		総額 （千円）	生徒1人当たり （円）	総額 （千円）	生徒1人当たり （円）
平成29		5,473,062	330,899	446,981	320,416
30		5,548,247	336,379	446,159	325,188
令和元		5,539,347	340,715	477,051	328,773
2		5,634,162	345,040	484,967	333,310
3		5,631,166	348,722	489,496	337,350

注：高校については、単県上乘せ分を含む。

出典：「経常費補助事業資料」（私学振興課）

表-64 国の示す生徒1人当たり単価 (単位：円)

年度	区分	国庫補助金	地方交付税	計
平成30年度	高	55,006 (0.9)	276,800 (1.3)	331,806 (1.2)
	中	48,145 (0.9)	276,200 (1.3)	324,345 (1.2)
令和元年度	高	55,611 (1.1)	280,700 (1.4)	336,311 (1.4)
	中	48,675 (1.1)	280,100 (1.4)	328,775 (1.4)
2	高	56,223 (1.1)	284,700 (1.4)	340,923 (1.4)
	中	49,210 (1.1)	284,100 (1.4)	333,310 (1.4)
3	高	56,729 (0.9)	288,100 (1.2)	344,829 (1.1)
	中	49,653 (0.9)	287,500 (1.2)	337,153 (1.2)
4	高	57,410 (1.2)	292,500 (1.5)	349,910 (1.5)
	中	50,249 (1.2)	291,900 (1.5)	342,149 (1.5)

注：()内は対前年度伸び率(%)

出典：「経常費補助事業資料」（私学振興課）

(2) 授業料等減免補助事業

県内の私立高等学校等に在学する経済的に就学困難な生徒の授業料を減免している学校法人に対し、当該経費の一部を補助することにより、生徒の就学を支援することを目的とする事業である。補助実績の推移は表-65のとおりである。

平成21年度(2009年度)より雇用契約期間終了による失業に係る家計急変を対象とし、平成22年度(2010年度)より制度を更に拡充し、年収250万円未満程度の世帯の全額減免、年収350万円未満程度の低所得世帯まで授業料の一部減免を行うとともに、生活保護世帯の入学金の全額減免を実施し、平成26年度(2014年度)からは、専修学校高等課程も対象としてきた。

また、令和2年度(2020年度)からは、就学支援金制度の拡充により、上記の年収350万円未満程度の世帯が授業料実質無償化されたため、補助上限金額を引き上げている。

表-65 補助実績等推移

区 分		年 度				
		平成29	30	令和元	2	3
私立高等学校 授業料等減免事業	補助総額(円)	48,932,470	43,601,200	39,172,000	2,387,980	2,433,560
	補助単価(円)	・(授業料-就学支援金) ・入学金-5,650円	・(授業料-就学支援金) ・入学金-5,650円	・(授業料-就学支援金) ・入学金-5,650円	・(授業料-就学支援金) ・入学金-5,650円	・(授業料-就学支援金) ・入学金-5,650円
	補助対象法人数(法人)	21	20	21	13	13
	補助対象生徒数(人)	1,558	1,516	1,330	38	38

出典：「授業料減免補助事業資料」(私学振興課)

(3) 研修費補助事業

私立の中学、高校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興を図るため、これらの学校によって組織されている団体が行う教職員研修や調査研究等の事業に要する経費を補助している(表-66)。

表-66 補助実績推移

(単位：千円)

補助対象団体	年 度				
	平成29	30	令和元	2	3
熊本県私立中学校高等学校協会	4,415	4,415	4,415	4,387	3,630
一般社団法人熊本県専修学校各種学校連合会	543	543	543	515	412
計	4,958	4,958	4,958	4,902	4,042

出典：「私学団体補助事業資料」(私学振興課)

(4) 教職員厚生補助事業

私立学校教職員の身分の安定を促進し、教職員及び学校法人の負担の軽減を図るために、日本私立学校振興・共済事業団及び本県の私学退職金社団（一般社団法人熊本県私学教育振興会及び一般社団法人熊本県私立幼稚園連合会）に対し、県内私立学校教職員及び学校法人が負担する掛金の一部並びに退職金資金給付事業費の一部を補助している。

ア 日本私立学校振興・共済事業団補助事業

県内に所在する私立学校の教職員の長期給付に係る月額分の掛金に対し、中学校及び高等学校については5/1,000相当額を補助し、教職員と学校法人の負担を2.5/1,000ずつ軽減している。また、専修学校・各種学校については7/1,000相当額を補助し、教職員と学校法人の負担を3.5/1,000ずつ軽減している。

表-67 補助実績推移 (単位：千円)

年度		平成29	30	令和元	2	3
補助金額		43,582	43,612	43,717	43,489	43,596
学 種 別 組 合 員 数	大学	-	-	-	-	-
	短期大学	-	-	-	-	-
	高等学校	1,390	1,392	1,417	1,417	1,424
	中学校	118	118	114	113	118
	専修学校	560	563	531	533	524
	各種学校	1	1	2	1	1

※H29年度以降の補助金額には幼稚園分は含まない

注：学種別組合員数は、年間延組合員数を12で除して小数点以下を四捨五入したもの。

出典：「日本私立学校振興・共済事業団補助事業資料」（私学振興課）

イ 私立学校教職員退職金資金補助事業

県内の私立中学校、高等学校を設置する学校法人及び一般社団法人熊本県専修学校各種学校連合会で構成されている一般社団法人熊本県私学教育振興会が行う教職員退職金資金給付事業に対し、中高分については教職員標準給与35/1,000相当額、専各分については教職員標準給与30/1,000相当額を補助している。（表-68）。

表-68 補助実績推移 (単位：千円)

年度	平成29	30	令和元	2	3
一般社団法人熊本県私学教育振興会	173,289	178,873	180,334	180,367	181,367

出典：「私学団体補助事業資料」（私学振興課）

(5) 設備・教材費等補助事業

ア 私立専修学校高等課程教育費補助事業

修業年限3年以上の高等課程を有する私立専修学校を設置する法人に対し、昭和61年度から教材の購入費を生徒数に応じて補助している。

補助額等の実績は表-69のとおりである。

表-69 補助実績推移

(単位：千円、法人)

年 度	平成29	30	令和元	2	3
補助総額	1,155	1,215	1,035	1,245	1,590
補助単価	15	15	15	15	15
補助対象法人数	2	2	1	1	1

注：補助対象課程の生徒数が0の法人は含まない。

出典：「私立専修学校高等課程教育費補助事業資料」（私学振興課）

(6) 私立高等学校等就学支援金事業

全ての私立高校生等に対し、国の費用により、授業料に充てるための高等学校等就学支援金の支給が平成22年度(2010年度)から開始された。

一律分(月額9,900円上限)に加えて、生徒の保護者等の所得状況(市町村民税の課税所得と調整控除額により判断)により加算額が支給される。

平成26年度(2014年度)の入学生から学年進行にて新制度の対象となり、年収約910万円を基準額とする所得制限及び公私間格差是正のための加算の拡充、中退により就学支援金の対象となくなった生徒については学び直し支援金(国庫補助10/10)への継続した就学支援がなされている。

なお、本県においては、国の制度の対象とならない私立高等学校等に36月(定時制・通信制は48月)を超えて在学する生徒や、専攻科の生徒に対しても、支援を行っている。

表-70 支給実績(令和3年度)

(単位：人、円)

区分	国費分		学び直し		県費分		専攻科分		合計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
加算なし	5,228	582,268,500	8	454,070	7	568,089	106	20,624,250	5,349	603,914,909
加算あり	10,640	3,819,249,493	32	5,164,920	24	4,416,635	100	39,689,700	10,796	3,868,520,748
合計	15,868	4,401,517,993	40	5,618,990	31	4,984,724	206	60,313,950	16,145	4,472,435,657

出典：「熊本県高等学校等就学支援金資料」（私学振興課）

(7) 私立学校施設耐震化促進事業

本県の私立学校の耐震化率が62.4%（平成24年(2012年)4月1日現在）と全国的にも低位であり、公立との差も大きいことから、私立学校の耐震化を促進するため、現行の国庫補助制度に加え、耐震診断、補強、改築に係る県単独の新たな補助制度として、「私立学校施設耐震化促進事業」を平成24年度(2012年度)に創設した。

本制度の創設により、耐震化率を平成28年(2016年)4月1日現在で75%に引き上げることを目指し、耐震化を促進した結果、令和4年(2022年)4月1日で93.7%となった。

平成28年度(2016年度)からは、アスベスト対策や非構造部材の耐震対策も補助対象に加えるとともに、名称を「私立学校施設安全ストック形成促進事業」に改称。

表-71 補助率

事業種別		Is値	補助率		
			国	県	計
診断		—	1/3	1/3	2/3
補強	高等学校	0.3未満	1/2	1/4	3/4
		0.7未満	1/3	1/6	1/2
改築	高等学校	0.3未満	1/3	1/6	1/2
		0.7未満			1/6

出典：「熊本県私立学校施設耐震化促進事業補助金資料」
(私学振興課)

表-72 補助実績

区分		令和2年度		令和3年度	
		棟数	補助額(円)	棟数	補助額(円)
耐震診断	高等学校	2(0)	2,443,000 (0)	0(0)	0(0)
補強	高等学校	3(0)	19,840,000 (0)	0(0)	0(0)
改築	高等学校	1(0)	7,019,000 (0)	0(0)	0(0)

※1 棟数及び補助額は当年度に完了し、支出した額であり、前々年度及び前年度からの繰越を含み、翌年度への繰越分を除く。

※2 棟数及び補助額のうち、前々年度及び前年度からの繰越分は（ ）書きで記載。

出典：「熊本県私立学校施設耐震化促進事業補助金資料」(私学振興課)

